

団体扱割増引制度により
30%割引

お~とめいと。®

※「お~とめいと」は日立保険サービスがご案内する団体扱自動車保険のペットネームです。
「お~と」は自動車「AUTO」、「めいと」は仲間「MATE」。「皆さんにとって一番身近であんしんな自動車保険」という気持ちを込めております。

パンフレット兼重要事項等説明書

先進のサービスでお客さまをサポートします。

つながるドラレコ.Driving!

詳しくは P.3-4



ほっ..と

あんしん日立保険サービス HIS®

団体扱自動車保険の概要

1. 対象となるお客さま

日立製作所およびグループ会社で日立製作所が認める企業が対象となります。

ご契約者 右記に該当する方ご本人のみが対象となります。 (ご家族などは対象外)	対象となる方 上記企業の従業員さま および退職者さま	ご注意 対象とならない方の例 ・上記企業に勤務していない方 (ご家族、取引業者など) ・上記企業に引き続き雇用される期間が1年未満の方 (アルバイト・臨時員の方など)
記名被保険者・車両所有者 ご家族などの場合は、ご契約者との統柄に ご注意ください。	次のいずれかに該当する方 ・ご契約者ご本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居のご親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	・別居の結婚しているお子さま ・別居の扶養していないご父母 ・別居の就職しているお子さま

ご注意 対象とならないケースに変更となった場合は日立保険サービスまでご連絡ください。

2. 団体扱割引率

30% OFF!

ノンフリート等級割増引後の保険料からさらに30%割引となります。
団体扱割引率は、事故の実績(保険会社の収入保険料に対するお支払いした
保険金の割合)およびご契約加入台数の実績により算出され、4月1日～翌年
3月31日までの始期のご契約に適用されます。
なお、事故の実績が高くなった場合は、割引率がダウンすることがあります。

3. 退職後のお取扱い

退職後も口座振替方式に切り替えることによって継続して団体扱で保険にご加入いただけます。30%の団体扱割引も適用となります。

※退職者の加入要件は次の2つの要件を満たす方です。

①退職時に1年以上継続して団体扱自動車保険にご加入されていた方。

②退職後の契約においても本人が保険契約者であり、かつ保険料引落口座の名義人である方。

※保険料のお支払いは、現金・クレジットカード払でのお取り扱いはできません。

4. 他社の等級別割増引継承について

日立保険サービスが取扱う団体扱自動車保険に切り替えた場合は、他の保険会社やJA共済・全労済等で適用されていた等級別の割増引がそのまま継承されます(一部共済を除きます)。

もしもの時もあんしん体制



日立保険サービス
事故受付センター

おかげ間違いにご注意ください。

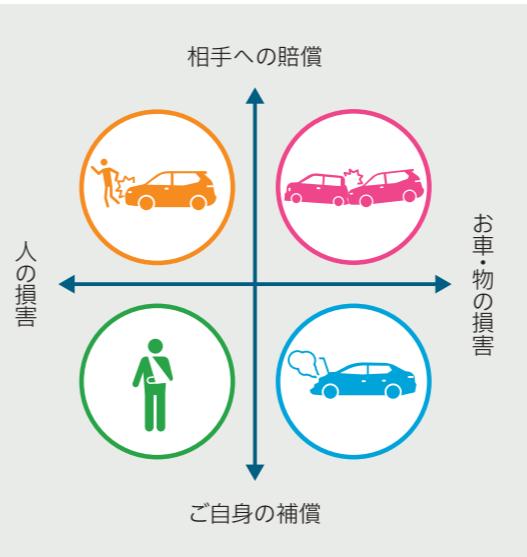
0120-403-117

親切 丁寧 迅速 な対応をします。

- ★日立保険専任スタッフが献身的に事故をサポート。
- ★事故対応に際しては、プライバシーを守るのはもちろん、日立保険サービスでご契約いただいている他のご契約についても請求のお手伝いをします。
- ★事故に遭われた場合、優良修理工場をご紹介しますので、ご相談ください。

事故受付・初動対応	24時間 365日 21か国語での事故対応サービス 一般的な相談や担当者への伝言 事故の相手方への連絡 代車の手配 医療機関への連絡
対応中の事故に関する 休日対応	

安心の基本補償



他人にケガをさせてしまった場合に備え、安心の補償を!

対人賠償責任保険

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を!

対物賠償責任保険

万が一のご自身のケガにも、安心の補償を!

人身傷害保険

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を!

車両保険

対象自動車

▶ 自家用8車種(業務専用車※1を除く)※2

自家用普通乗用車	自家用小型乗用車	自家用軽四輪乗用車	自家用小型貨物車

自家用軽四輪貨物車	自家用普通貨物車 最大積載量 0.5トン以下	最大積載量 0.5トン超2トン以下	特種用途自動車 (キャンピング車)

※1 業務専用車とはプライベートや通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。

※2 レンタカー、教習用自動車および「わ」ナンバーリース料率を適用する自動車は、対象自動車に含めません。

対象契約

▶ ノンフリート契約(所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下のご契約)

記名被保険者 (ご契約の自動車を主に使用される方)

▶ 個人

+ 選べるオプション 特約でお客さま一人ひとりにぴったりの補償プランをご提供

ご注意 「THE クルマの保険」では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずお選びいただきます。人身傷害保険のみでご契約いただくことはできません。

お客さまの安全運転をサポート。安全運転で保険料が安くなる!

.Driving!

結論。いざというとき、助けてくれる

つながるドラレコ

詳しくは
こちら▶



一般的なドラレコの場合



事故が発生した時の対応や、録画したデータの取り出しなどはご自身で行う必要があります。

つながるドラレコ Driving! なら



「つながるドラレコ」とは、損保ジャパンが提供する通信型ドライブレコーダーを指します。

つながるドラレコは **3つの機能で安心・安全な運転を支援** します。

01

もしもの時の **事故対応サポート**

万が一の事故時には、自動通報、手動通報に加え「ALSOKかけつけ安心サービス」※で安心を提供。
事故現場の安全確保や救急車の手配などをお客様に代わって対応します。
※「ALSOKかけつけ安心サービス」は、お客様が必要とした場合ご利用いただけます。



02

運転中の **サポート機能**

高性能ドライブレコーダーを使用した安全運転のサポート機能。
事故を未然に回避または軽減するために画面表示と警告音で注意喚起します。



03

運転力を **データで見える化**

運転特性などを分析し、専用スマホアプリで運転診断レポートを表示。運転特性スコア※が80点以上である場合は翌年度の自動車保険料を5%割り引く走行特性割引が適用されます。
※当社が定める走行情報等のデータにもとづき算出したスコアです。



特約保険料

月々 **931 円** ※

※払込方法が団体扱・集団扱(月払)で保険期間が1年のご契約の場合の分割保険料(払込方法が団体扱・集団扱(一括払)の場合は、年間10,608円)です。ご契約内容により保険料は異なります。

オプション品 リアカメラ

メーカー希望 小売価格 **10,780 円** (税込)



あおり運転対策など、後方撮影を希望される場合はオプションでリアカメラをご購入いただくことができます。

初めてお車を買われる方や、2台目以降のお車を買われる方

SOMPO Drive

安全運転割引を獲得できる

「SOMPO Drive」による運転診断結果で **自動車保険がお得** になります!

自動車保険がお得になります!

無料運転診断アプリ

詳しくは
こちら▶



納車前の
こんな時に、
**アプリで
運転診断に
チャレンジ!**

ご家族の車を運転時



保険始期日までに運転診断が間に合わなくても、条件を満たす場合には
保険期間の途中から安全運転割引を適用することができます。

会社の車を運転時



レンタカー・
シェアカーを運転時



安全運転をして、**最大20%の割引** を獲得

<割引率>

安全運転スコア/等級	6(S)等級	7(S)等級
80~100点	20 %割引	5 %割引
60~79点	12 %割引	3 %割引



充実の補償とサービスが備わった

ロードアシスタンス

ご契約の自動車が事故、故障または
トラブルにより走行不能^{*}となった場合に、
ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。
ロードアシスタンス業者を手配し、
レッカーけん引や30分程度の応急処置などを
ご利用いただけます。

※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。
また、事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。

ご注意 雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難なトラブルの場合は補償・サービスの対象となりません。



ロードアシスタンス すべてのご契約が対象となります。

「ロードアシスタンス特約」、「代車等諸費用特約(事故時30日型)」および「代車等諸費用特約(15日型)」の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

01 レッカーけん引

1事故につき15万円限度(応急処置費用と合算の限度額となります。)

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーによるけん引を行います。

- ◆15万円に相当するレッカーけん引距離の目安は、大手会員制ロードアシスタンス業者で普通乗用車をレッカーけん引する場合、約150km(基本料金・作業料金1時間程度を含みます。)となります(ロードアシスタンス業者、車種により異なる場合があります。)。
- ◆電気自動車が電池切れとなった場合や、燃料電池自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車が燃料切れとなった場合は、充電または燃料補給が可能な場所までレッカーけん引を行います。なお、ガソリンまたは軽油の燃料切れはレッカーけん引の対象外となります。



02 応急処置(30分程度)

1事故につき15万円限度(レッカーけん引費用と合算の限度額となります。)

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。



- <主な事例>
- バッテリー上がり時のジャンピング
 - キー閉じこみ時の鍵開け
 - パンク時のスペアタイヤ交換
 - 落輪した場合の引上げ

JAF会員の皆さまは、4,000円までの部品代や消耗品代を補償!
(1保険年度につき1回まで対象)

- ご注意**
1. 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。
 2. JAF会員以外の場合は、部品代や消耗品代は有料となります。

03 燃料切れ時の給油サービス

1回につき10リットルまで無料

ご契約の自動車が燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。

- ご注意**
1. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。
 2. JAF会員以外の場合は、1保険年度につき1回にかぎり対象となります。



JAF会員の皆さまは、
1保険年度につき2回まで対象!

ロードアシスタンス専用デスク 365日 110番 0120-365-110 おかげ間違いにご注意ください。

WEBからの
ご連絡は
こちら▶



24時間
365日
サポート
体制!

!
次のサービスをご利用いただくためには
ロードアシスタンス専用デスクへの事前連絡
が必要です。

- 損保ジャパン指定の修理工場などへの限度額無制限のレッカーけん引サービス(この特約の限度額15万円は適用しません。)
- 燃料切れ時の給油サービス
- 鍵の紛失時のロードアシスタンスサービス
- JAF会員向け優遇サービス

ご注意 事前連絡をせずに、お客さまご自身で業者を手配された場合は、上記のサービスを後から保険金請求することはできません。

+オプション 特約の追加が必要になります。

宿泊移動サポート

「代車等諸費用特約(事故時30日型)^{*1}」または「代車等諸費用特約(15日型)^{*1}

をセットすると、ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合^{*2}に、宿泊・移動費用も補償し、宿泊施設の手配等のサポートもいたします。

01 宿泊費用

1事故1被保険者につき1万円限度

ホテル等の有償の宿泊施設に臨時に宿泊せざるを得ない場合に要した1泊分の客室料をお支払いします。



02 移動費用

1事故1被保険者につき2万円限度

ご契約の自動車が走行不能となった地または入庫した修理工場等から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で被保険者が移動するために要した費用をお支払いします。



※1 詳しくはP①をご確認ください。

※2 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。

詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスタンス利用規約」をご確認ください。

万全の事故・故障対応サービス

夜間・休日の
事故・故障対応サービス

24時間
365日



お客さまへの「24時間初動対応サービス」

事故受付	事故解決のアドバイス
代車の手配	修理工場のご紹介
修理工場への連絡	病院への連絡

日本全国の安心の事故対応網

47都道府県約260か所*



※2024年4月現在

相手方への「24時間初動対応サービス」

事故受付の連絡	修理工場への連絡
病院への連絡	代車の手配

事故の相手方が日本語を話せない場合も安心!

損保ジャパンの事故サポートセンターでは

21か国語*(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語など)で、

事故受付や初動対応が可能です。

※2024年4月現在



LINEで保険金請求が完結!「事故チャットサービス」

事故連絡	事故のご相談
画像や動画の送信	保険金請求手続き

忙しくて電話ができないときでも
簡単に損保ジャパンの事故担当者と
チャットで連絡を取ることができます。



詳しくはこちら

充実の補償

まかせて安心
示談交渉サービス

自動セット

+オプション

損傷賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパンが示談交渉を行います。
ご契約の内容により必ずセットされます。
お客さまのご希望によりセットできます。

対人賠償責任保険

まかせて安心
示談交渉サービス 相手 人 への賠償

他人にケガをさせてしまった場合に備え、安心の補償を!

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

対人臨時費用保険金 事故の相手の方が死亡された場合は、対人賠償保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑧をご確認ください。

対物賠償責任保険

まかせて安心
示談交渉サービス 相手 お車・物 への賠償

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を!

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑧をご確認ください。

対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われないので、修理費が時価額を超えてしまったときが心配! そんなときには…

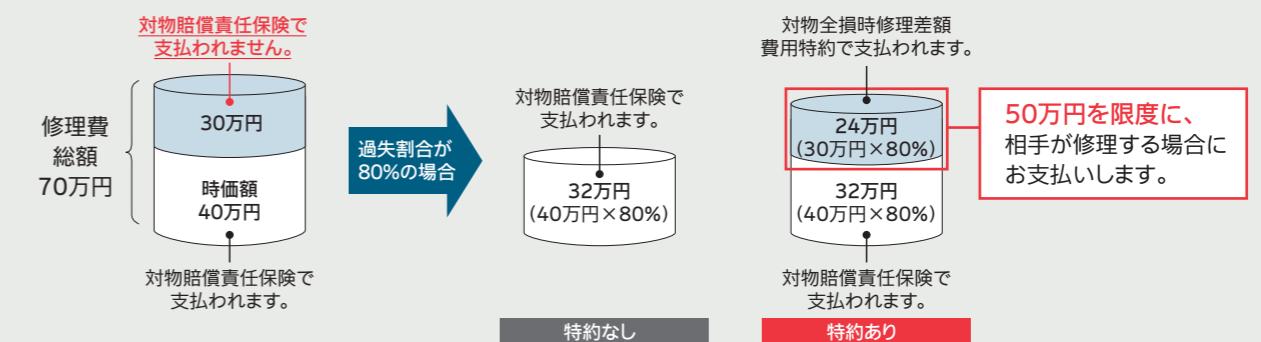
対物全損時修理差額費用特約 自動セット *

対物賠償保険をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

*対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。



相手自動車の修理費=70万円 相手自動車の時価額=40万円 お客さまの過失割合:相手方の過失割合=80:20



人身傷害保険

万が一のご自身のケガにも、安心の補償を！

補償の概要

ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

補償範囲

補償の対象	ご契約の自動車に搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族※1の方	
	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の交通乗用具※2※3に搭乗中の事故	歩行中の交通乗用具※2との事故
ご契約タイプ			
基本補償	○	✗ ^{※4}	✗
人身傷害交通乗用具事故特約セット	○	○	○

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。

① 記名被保険者 ② ①の配偶者

③ ①または②の同居のご親族 ④ ①または②の別居の未婚のお子さま

※2 交通乗用具についてはP⑩をご確認ください。

※3 「他の交通乗用具」に、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まないなど、一定の条件があります。

※4 「他車運転特約」により、補償の対象となることがあります。ただし、「他の交通乗用具」が自家用8車種の自動車で、運転中の場合にかぎります。詳しくはP⑩をご確認ください。

お支払いする保険金

損害保険金

入院・通院された場合

治療費などの実費	休業損害(働けない間の収入)※1
など	

後遺障害を被られた場合※2

治療費などの実費	精神的損害	将来の介護料
など		

お亡くなりになった場合

治療費などの実費	精神的損害	葬儀費用
など		

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑩をご確認ください。

保険金額の目安

「人身傷害保険」は、お客さまご自身だけでなくご家族のための補償もあります。

次の表を参考に適正な保険金額をご設定ください。

年齢別の平均的な損害額目安

ご注意 次の表は有職者(ただし、70歳を除きます。)の平均的な損害額です。実際の損害額は収入やご家族の構成、事故日時点の法定利率などにより異なります。

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
20	無	8,000万円	1億9,000万円
30	有	1億円	1億7,000万円
40	有	9,000万円	1億6,000万円

入通院定額給付金※1

入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金として10万円をお支払いします。

ご注意 他の自動車保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

入院生活サポート費用保険金

事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を対象として、入院時の病室でのご本人の身の回りのお世話などのために利用したヘルパー費用をお支払いします。

ご注意 1. 1回の事故につき被保険者1名ごとに、日額15,000円を限度とします。
2. まかせて安心入院時アシスタンスの「入院生活サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。

※1 自動車事故以外の事故の場合で、賠償義務者(被保険者の被った損害に対する損害賠償責任を負う方をいいます。)がいない、または確認できないときは、「休業損害(働けない間の収入)」「精神的損害」「入通院定額給付金」はお支払いの対象外となります。

※2 重度の後遺障害が生じた場合(神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護が必要な状態などをいいます。)は、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。

他の自動車に搭乗中や、自転車を運転中の事故なども補償したい! そんなときには…

人身傷害交通乗用具事故特約 +オプション

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車※に搭乗中の事故」や「自動車以外の交通乗用具※に搭乗中の事故」、「歩行中の自転車との衝突事故などの交通乗用具事故」に拡大する特約です。

※記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主として使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。

交通乗用具とは…?

自動車、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置のあるものにかぎります。)、電車、ロープウェー、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等をいいます。なお、キックボード(電動キックボードを除きます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれません。

大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい! そんなときには…

人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約 +オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。

- ご注意 1. この特約で既にお支払いした後遺障害定額給付金がある場合は、その額を差し引いて死亡定額給付金をお支払いします。
2. 他の自動車保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配! そんなときには…

人身傷害入院時諸費用特約 +オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、入院中および退院後30日以内の期間を対象として、入院時諸費用(家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ペット預け入れ等費用および5日以上入院された場合の退院時諸費用)をお支払いする特約です。

入院時諸費用のお支払限度額

1事故、被保険者1名につき、入院時諸費用の合計額をお支払いします。
ただし、「25,000円×入院日数」を限度とします。

- ご注意 1. お支払いの対象となる期間は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間における日数とします。
2. それぞれの費用については、一定の限度額があります。
3. 退院時諸費用は、5日以上入院された場合にお支払いの対象となります。

まかせて安心 入院時アシスタンス

人身傷害の保険金がお支払いの対象となる事故で入院されたお客さまとご家族の生活をサポートする安心・便利なサービスです。

すべてのご契約が対象

入院生活サポート

株式会社ニチイ学館との提携により、被保険者の方が入院されている病室にて、買い物・洗濯の代行、見守りなどのヘルパーサービスを提供します。



1日あたり連続で3時間限度

人身傷害入院時諸費用特約をセットした場合に対象

家事・介護サポート

株式会社ニチイ学館との提携により、ご自宅での炊事・洗濯・日常掃除などの家事やご親族などの介護を代行するためのヘルパーサービスを提供します。



1日あたり25,000円限度

お見舞返しサポート

伊勢丹、高島屋、三越との提携により、5日以上入院された場合に、退院後の快気祝い・お見舞御礼の贈答品をご指定先にお届けします。



1回の事故につき10万円限度

- ご注意 1. 「入院生活サポート」については「入院生活サポート費用保険金」、「家事・介護サポート」および「お見舞返しサポート」については「人身傷害入院時諸費用特約」の支払対象期間にかぎり、サービス提供します。
2. サービスの内容は、お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

車両保険

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を！

ご自身 お車・物 の補償

補償の概要

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

補償範囲

事故例 ご契約 タイプ	ご契約の 自動車 以外の 自動車との 衝突	あて逃げ	動物との 衝突	盗難	火災・爆発	台風・ 竜巻・ 洪水・ 高潮	落書・ いたずら	物の 飛来・落下	電柱・ ガード レール に衝突	自転車との 衝突・接触	墜落・転覆	地震・ 噴火・ 津波	故障	
一般条件	○	○	○	○ ^{※3}	○	○	○	○	○	○	○	○	オプション ※4	オプション ※5
車対車・ 限定危険 ※1	○	○	○	○ ^{※3}	○	○	○	○	×	×	×	○	オプション ※4	オプション ※5

※1「車対車事故・限定危険特約」をセットした車両保険をいいます。

※2人との衝突または接触によって生じた損害は補償されません。

※3「車両盗難対象外特約」がセットされている場合は補償されません。

※4「地震・噴火・津波車両全損時一時特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損

害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。(詳しくはP⑯)

※5「故障運搬時車両損害特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定

の状態になった場合に、保険金をお支払いします。(詳しくはP⑯)

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が 車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(協定保険金額)をお支払いします。 また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のい ずれか高い額をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意 ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、セットされた特約の保険金が支払われる場合を除きます。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑯をご確認ください。

ご契約方法

01 車両保険金額

ご契約の自動車の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(または初度検査年月)をご確認いただき、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格の範囲を基準として、車両保険金額を5万円単位でお決めいただきます。

02 自己負担額

車両保険の自己負担額を次の表の中からお選びいただきます。

定額方式	増額方式 ^{※2}
(車両事故回数にかかわらず) 0万円 10万円 ^{※1} 3万円 ^{※1} 15万円 5万円 ^{※1} 20万円 7万円	(車両事故1回目)(車両事故2回目以降) 0万円 - 10万円 3万円 - 10万円 5万円 - 10万円

※1「車対車自己負担なし特約」をセットすることができます。

この特約は、車両保険に自己負担額が設定されている場合でも、ご契約の自動車以外の自動車との衝突・接触事故にかぎり、自己負担額をなしとする特約です。

※2 ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに車両事故の回数を数えます。

お車が事故で大破! 手厚い補償がほしい! そんなときには…

新しいお車にお乗りの方

車両新価特約 + オプション

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上[※]となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

ケース	再取得時等諸費用保険金
再取得の場合	新車価格相当額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額
上記以外	新車価格相当額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額

*フレームやエンジンなど、内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷がない場合はお支払いの対象となりません。

- ご注意**
- 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります)。
 - 新車価格相当額を限度に保険金をお支払いするのは、事故発生日の翌日から起算して1年内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合にかぎります。
 - この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金をお支払いいません。
 - この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
 - ・車両保険を適用したご契約であること。
 - ・車両保険金額(ご契約期間が1年を超える場合は、最終年度の車両保険金額)が新車価格相当額の50%以上の金額であること。

長く愛用しているお車にお乗りの方

車両全損時復旧費用特約 + オプション

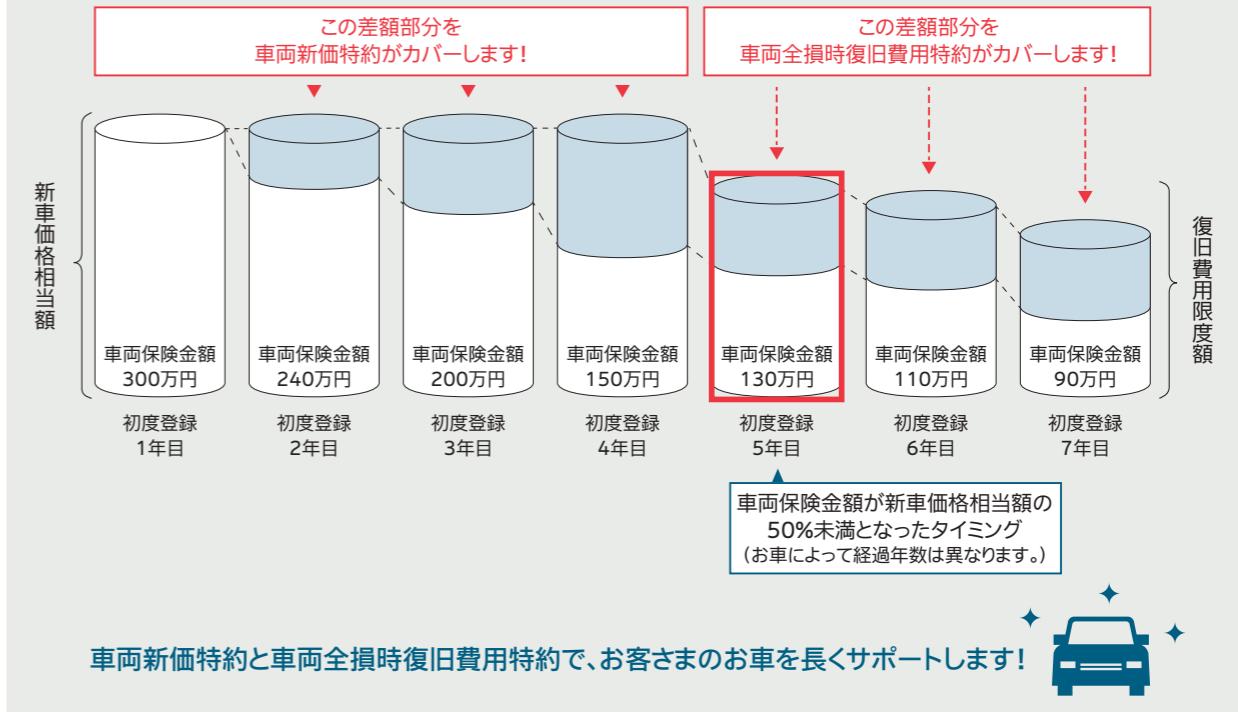
ご契約の自動車が全損になった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について、復旧費用限度額[※]を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

ケース	再取得時等諸費用保険金
再取得の場合	復旧費用限度額 [※] の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額
上記以外	復旧費用限度額 [※] の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額

*車両保険金額の2倍または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

- ご注意**
- 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります)。
 - 復旧費用限度額を限度に保険金をお支払いするのは、事故発生日の翌日から起算して1年内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合にかぎります。
 - この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金をお支払いしません。
 - この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
 - ・車両保険を適用したご契約であること。
 - ・車両保険金額(ご契約期間が1年を超える場合は、初年度の車両保険金額)が新車価格相当額の50%未満の金額であること。

例 新車価格相当額が300万円のお車の場合



車両新価特約と車両全損時復旧費用特約で、お客様のお車を長くサポートします!



車両保険にプラス! 大切なお車のためにおすすめの特約

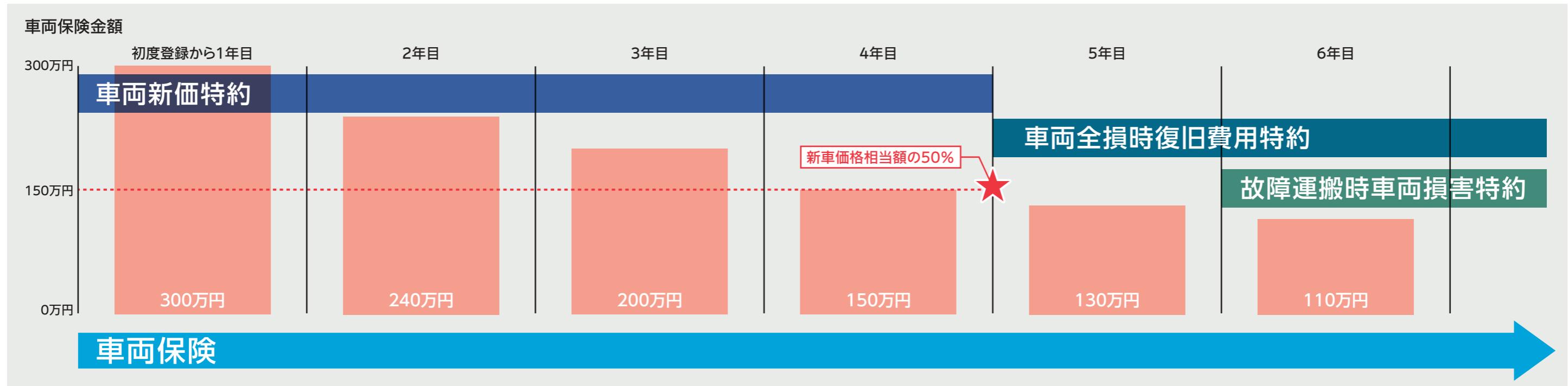
車両保険だけでは補償されない
損害があることをご存じでしょうか?

- ▶事故にあってしまい車が全損。新しい車に買い替えたい。
- ▶故障してしまったが修理をして長く乗り続けたい。

車両保険の基本補償だけでは
十分ではない場合があります!



新車価格相当額が300万円の場合



お支払いのイメージ

2年目	保険金額 240万円 実際にかかる再取得費用 ▼ 事故で全損となり 1年内に買い替えた場合 300万円(車両本体価格+付属品+消費税)	車両保険 だけだと… 支払保険金※の例 保険金 240万円 + 諸費用 20万円 受け取る保険金の合計 260万円	車両新価特約 を セットしていると… 支払保険金※の例 保険金 300万円 + 諸費用 40万円 受け取る保険金の合計 340万円
------------	---	---	--

5年目	保険金額 130万円 実際にかかる再取得費用 ▼ 事故で全損となり 1年内に買い替えた場合 300万円(車両本体価格+付属品+消費税)	車両保険 だけだと… 支払保険金※の例 保険金 130万円 + 諸費用 13万円 受け取る保険金の合計 143万円	車両全損時復旧費用特約 を セットしていると… 支払保険金※の例 保険金 230万円 + 諸費用 40万円 受け取る保険金の合計 270万円
------------	---	---	---

6年目	保険金額 110万円 故障し レッカーケン引された場合 300万円(車両本体価格+付属品+消費税)	車両保険 だけだと… 修理費例 エンジン部品交換費用 70万円	故障運搬時車両損害特約 を セットしていると… 支払保険金※ 70万円
------------	---	--	---

※お支払いする保険金の詳細はP⑪、⑫、⑬をご確認ください。

車両新価特約、車両全損時復旧費用特約のセット条件となる
「新車価格相当額」と「車両保険金額」とは?

新車価格相当額 ▶ 保険契約締結におけるご契約の自動車の、新車での市場販売価格相当額

車両保険金額 ▶ 車両保険で補償される保険金の支払限度額

お車を使用した年数分だけ市場価値が下がることに伴い「車両保険金額」は下がるため、「新車価格相当額」と「車両保険金額」の差が生まれていきます。



故障の修理費も補償したい! そんなときには…

故障運搬時車両損害特約 +オプション

ご契約の自動車が故障により走行不能[※]となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。

※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

ご注意 1. この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。

- ・車両保険を適用した自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約であること
- ・次の自動車を対象としたご契約でないこと
- ・構内専用車・改造車・並行輸入車・外務省登録自動車
- ・ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して60ヶ月以上であること
- 2. ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。
- 3. 車両保険の自己負担額を設定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を差し引きません。
- 4. 自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害または法令上の定期点検を実施していないことによる故障損害は補償されません。
- 5. 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。



特設サイトはこちら

支払事例

実は3人に1人が故障を経験しています!

当社調べ「あなたは過去にお車が故障し自走不能となった経験はありますか?」
(事故による故障の場合を除きます)への回答結果(2022年5月実績 回答数:2,421名)

道で突然エンジンから煙が… 	ドアミラーが突然開かなくなったり… 	エンジンの警告灯が点灯して異音がする… 	夜間走行中にヘッドライトがつかなくなった… 
修理費例 約70万円 エンジン部品交換費用	修理費例 約10万円 ドアミラー交換費用	修理費例 約55万円 エンジン部品交換費用	修理費例 約20万円 ヘッドライト部品交換費用

保険金のお支払いイメージ

車両保険金額が150万円の場合

修理費 70万円	修理費 110万円
修理費の70万円がお支払保険金となります。	修理費の最大100万円までが補償対象なので、限度額の100万円がお支払保険金となります。
お支払い 70万円	お支払い 100万円

車両保険金額が80万円の場合

修理費 110万円
車両保険金額が100万円を下回る場合は、車両保険金額の80万円がお支払保険金となります。
お支払い 80万円

POINT 支払われた保険金は、新車購入の頭金にもできます。

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配! そんなときには…

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 +オプション

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

ご注意 この特約は、車両保険を適用したご契約にセットすることができます。



お客さまに過失がない場合は、保険を使っても等級がダウンしないで安心!

無過失事故の特則 自動セット

次のいずれかの条件に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。



①相手自動車^{※1}の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパンが判断した場合

②相手自動車^{※1}との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

③ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

④自動運転中に偶然な事故^{※2}が発生した場合

※1 ご契約の自動車と所有者が異なる自動車にかぎります。

※2 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約の自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。

ご注意 1. ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故にかぎります。

・「相手自動車^{※1}」および「その運転者または所有者」が確認された事故
・車両保険金のみをお支払いする事故。なお、「車両積載動産特約」の保険金をお支払いする場合は除きます。

2. ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発・盗難・台風・竜巻・洪水・落雷・いたずら、物の飛来・落下などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。

その他 の補償(主な特約)

ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい! そんなときには…

代車等諸費用特約(事故時30日型)／代車等諸費用特約(15日型) +オプション

ご契約の自動車が、「ロードアシスタンス特約」(詳しくはP5)のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となり、レッカーケン引された場合^{※2}に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	レッカーケン引あり		レッカーケン引なし	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×
宿泊費用	○	○	×	×
移動費用	○	○	×	×
引取費用	○	○	×	×

代車費用 ^{※3}	宿泊費用	移動費用	引取費用 ^{※6}
1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数 ^{※4} を乗じた額を限度とします。 	1事故1被保険者につき 1万円限度 	1事故1被保険者につき 2万円限度 ^{※5} 	1事故につき 15万円限度 

※1 事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。

※2 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。

※3 修理などでご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。

※4 「代車等諸費用特約(事故時30日型)」をセットした場合は30日(故障損害により走行不能となった場合は15日)を限度とし、「代車等諸費用特約(15日型)」をセットした場合は15日を限度とします。

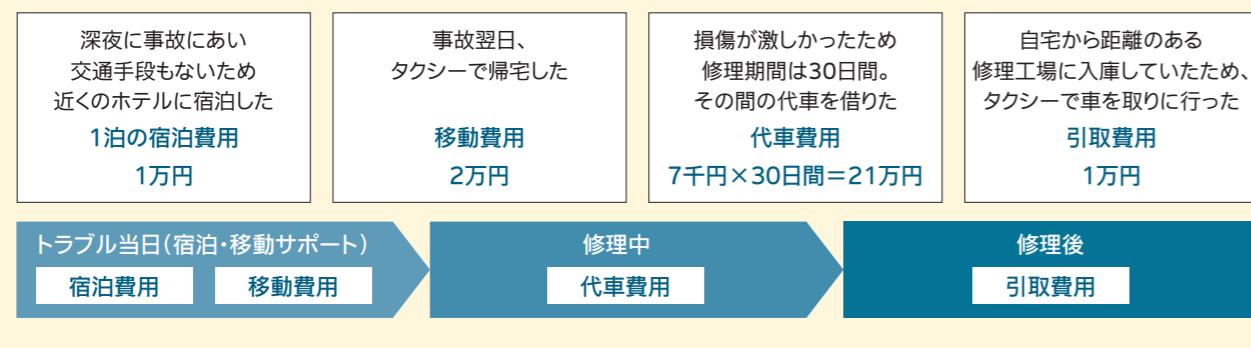
※5 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。

※6 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費にかぎりお支払いの対象となります。

この特約により「ロードアシスタンス」の「宿泊移動サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。
詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスタンス利用規約」をご確認ください。

支払事例

1回の事故で総額25万円の支出が発生!



保険会社が示談交渉できないもらい事故でも安心!

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい! そんなときには…

弁護士費用特約(自動車事故限定型) +オプション

被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

被害事故弁護士費用保険金

自動車事故により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合^{※1}に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。

保険金額 被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度
被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

刑事弁護士費用保険金

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事件(少年事件を含みます。)の対応を行つるために支出された弁護士費用^{※2}や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

保険金額 刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度
刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

※1 業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故にかぎります。

※2 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。

- ご注意**
- お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円。)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。
 - 弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ることが必要となります。



弁護士費用特約をセットするメリット

弁護士費用特約をセットしていない場合

- 自身に過失が発生しない事故の場合、自ら相手と交渉しなければならない
- 弁護士に委任する場合には費用と手間がかかる

弁護士費用特約をセットしている場合

- 法律の専門家による的確なアドバイスを受けられる
- 示談交渉の代行によって、不利益な結果になるリスクを回避できる
- 保険金額内であれば費用を気にせず相談できる

いざというとき、助けてほしい! そんなときには…

ドラレコ特約(ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約) +オプション

ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダー※が事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合で、損保ジャパンがそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたとみなすことなどを定める特約です。なお、この特約をセットしたご契約には、安全運転支援サービス「Driving!(ドライビング!)」が提供されます。

※損保ジャパンから貸与する当社オリジナルドライブレコーダーにかぎります。

- ご注意 1. ご契約者等が携帯電話(サービス利用可能なブラウザ機能、ショートメッセージ機能)を所有していない場合は、この特約をセットすることはできません。
2. ドライブレコーダーは、電源供給のためにご契約の自動車のシガーソケットを使用します。シガーソケットが使用できない場合、この特約をセットすることはできません。
3. ドライブレコーダーは宅配業者よりお届けとなり、2~3週間かかります。
4. ドライブレコーダーと保険契約は紐づいていますので、かならずご契約自動車に設置してください。
5. ドライブレコーダーの電源ケーブルの切断、SDカードのフォーマットは故障の原因になりますので絶対に行わないでください。
6. 自動車保険の解約、ドラレコ特約の削除をした場合、約1か月後を目安に返却キット(着払伝票含む)をお送りしますので、必ずご返却ください。



約20%の事故削減効果
ドラレコ特約をセットしている契約は、
セットしていない契約に比べて約20%
の事故削減効果があります。
(損保ジャパン調べ)

保険料算出に関する特約(運転特性反映型)

運転特性に応じて、損保ジャパンと締結する継続後のご契約※に走行特性割引を適用する特約です。

※この特約をセットしたご契約のご契約期間が1年を超える場合は、そのご契約の2年度目以降を含みます。

- ご注意 1. 「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」をセットしたご契約に必ずセットされます。
2. ご契約の自動車に走行情報等を送信することができる損保ジャパン指定の車載機が搭載されており、走行情報等を損保ジャパンに提供することにご契約者が同意している場合にセットすることができます。なお、この場合は、「走行特性診断サービス」が提供されます。
3. 「走行特性割引」の詳細はP②をご確認ください。



原動機付自転車に乗っているときの補償もほしい! そんなときには…

ファミリーバイク特約 +オプション

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車※1を使用中などに生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。

※1 道路運送車両法で定める「原動機付自転車」で、以下の車両をいいます。

- 原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1キロワット以下の二輪車
- 原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.6キロワット以下の側車付二輪または二輪以外の車両

なお、道路運送車両の保安基準(運輸省令)により、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車に区分されます。



補償の対象 ご契約タイプ	相手への賠償		ケガの補償	
	人への賠償	自動車・物への賠償	自損事故 (電柱衝突など)	他の自動車との事故 (交差点での衝突など)
人身傷害型	対人賠償責任保険※2 ○	対物賠償責任保険※2 ○	人身傷害保険※2 ○	
自損傷害型		自損事故傷害特約※3 ○		×

※2 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の条件に従い、保険金をお支払いします。

※3 「自損事故傷害特約」の主な内容…死亡保険金(1,500万円)・医療保険金(入院日額:6,000円・通院日額:4,000円)

- ご注意 1. 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を適用したご契約にかぎり、セットできます。
ただし、人身傷害型の場合は、人身傷害保険を適用したご契約にのみセットできます。
2. 原動機付自転車自体に生じた損害は補償の対象となりません。
3. 借用中の原動機付自転車を使用中などの事故も補償の対象となります。
4. 「運転者限定特約」および「運転者年齢条件特約」は適用されません。
5. ご契約時に設定されたご契約の自動車の使用目的(「業務」「通勤・通学」「日常・レジャー」)と異なる理由で原動機付自転車をご使用されていた場合も補償の対象となります。

積んでいた荷物が事故で破損! そんなときには…

車両積載動産特約 +オプション

盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車の室内・トランク内などに積載している動産に生じた損害に対して保険金を限度に保険金をお支払いする特約です。

盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難※にあわれたときにかぎり補償の対象となります。車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は、補償の対象外です。

※ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。



保険金額 1事故につき 30万円

他車運転特約 自動セット

借用中の自動車(自家用8車種にかぎります。以下同様とします。)を運転中※の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

※駐車または停車中を除きます。

- ご注意 1. 「借用中の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。
2. 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払います。
3. 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。

被害者救済費用特約 自動セット

ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどにより人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用をお支払いする特約です。

- ご注意 1. 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
2. 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

心神喪失等による事故の被害者損害補償特約 自動セット

ご契約の自動車の運転者等による心神喪失等により人身事故または物損事故が発生した場合で、運転者等に法律上の損害賠償責任がなかったことを損保ジャパンが認めるときに、被害者に生じた損害について、保険金をお支払いする特約です。

- ご注意 1. 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
2. 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

補償内容のチェックポイント

補償重複にご注意ください

お客様ご自身およびご家族^{※1}が合計で2台以上の自動車保険をご契約する場合、次に記載の特約については補償が重複している可能性があるため、ご契約内容を見直すことにより保険料を節約できることがあります。

補償の重複に関するご注意は、P⑩をご確認ください。

【ご契約例】
父・母・同居のお子さま1人の3人家族で、
父と同居のお子さまが合わせて2台のお車をお持ちの場合



次の特約は、いずれかの自動車1台にセットすることで
この例の場合では父・母・同居のお子さまの家族全員が補償されます。^{※2}

人身傷害交通乗用具事故特約

- ▶ 保険金額が「無制限」以外の場合は、複数のご契約に「人身傷害交通乗用具事故特約」をセットすると車外の人身傷害事故については、お支払限度額が合算されて補償されます。

個人賠償責任特約^{※3}

- ▶ 日本国外で発生した事故については、保険金額が1億円となるため、この特約を複数のご契約にセットされた場合は日本国外におけるお支払限度額が合算されて補償されます。なお、自動車保険以外の保険契約で、同様の補償の加入がある場合は、補償が重複する可能性があります。

弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型^{※3})/(自動車事故限定型)

- ▶ この特約を複数のご契約にセットする場合は、お支払限度額が合算されて補償されます。1つのご契約におけるお支払限度額は、P⑩をご確認ください。

ファミリーバイク特約

- ▶ 主契約の対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険(「ファミリーバイク特約(人身傷害型)」の場合のみ)のいずれかの保険金額が「無制限」以外で、複数のご契約にこの特約をセットする場合は、主契約の保険金額が無制限以外の補償のお支払限度額が合算されて補償されます。

補償重複について
詳しくはこちらに
掲載しています。▶



※1 「お客様ご自身およびご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、
④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。

※2 記名被保険者によっては、被保険者の範囲が異なることがありますので、1台目と2台目以降のご契約の記名被保険者が異なる場合やご家族が別居された場合は被保険者の範囲にご注意ください。また、1台目のご契約のみ特約をセットしている場合は、そのご契約が解約となったときなどは補償がなくなることがありますので、2台目以降のご契約内容の見直しをおすすめします。

※3 「個人賠償責任特約」「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」は、現在日立グループ団体扱自動車保険では新規契約のお引き受けをしておりません。

2台以上の自動車をまとめてご契約いただくと「ノンフリート多数割引」が適用されて、さらに
おでです。詳しくはP⑫をご確認ください。

各種割引制度のご説明

詳しい割引の適用条件や本ページに掲載していない割引、およびその他の注意事項についてはこちらをご確認ください。



安全運転割引 最大20%割引

ご契約の等級が6(S)等級または7(S)等級で、事故有係数適用期間が0年の場合にかぎり、記名被保険者がスマートフォンアプリ「SOMPO Drive」の運転診断を実施したときは、その運転履歴に基づき算出された安全運転スコア^{※4}に応じて、右表のとおり「安全運転割引」として保険料を割り引きます。

※損保ジャパンが有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約期間の初日または変更日の10日前から過去180日間の走行情報等に基づき、損保ジャパンが算出します。

「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」をセットしたご契約の運転特性計測期間^{※1}における運転特性スコア^{※2}が80点以上の場合は、損保ジャパンと締結する継続後のご契約^{※3※4}に対し、約款に定められた規定に従い「走行特性割引」として保険料を割り引きます。

※1 運転特性スコア^{※2}を算出するために走行情報等を受領する期間をいい、約款に定める運転特性計測期間起算日の属する月の6か月前の月の末日から過去12か月間とします。ただし、「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」がセットされている期間にかぎります。

※2 損保ジャパンが有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約の自動車に搭載された損保ジャパン指定の車載機により取得した走行情報等に基づき、損保ジャパンが算出します。

※3 保険期間の初日が、継続前のご契約の満期日または満期日の翌日から起算して7日以内であることなど一定の条件があります。

※4 「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」をセットしたご契約のご契約期間が1年を超える場合は、そのご契約の2年度目以降を含みます。

ご注意 損保ジャパンが走行情報等を正常に取得できないなど、運転特性スコアを算出できない場合は、割引を適用できないことがあります。

ご契約の等級が20等級であり、かつ事故有係数適用期間が0年の場合で、ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢が65歳以上であるときは「65歳以上優良割引」として保険料を割り引きます。

ご注意 1. 運転者年齢条件が26歳以上補償もしくは35歳以上補償の条件でご契約された場合にかぎります。
2. ご契約期間の途中で記名被保険者の変更があった場合は、変更日における記名被保険者の年齢によって割引の適用可否を判定します。

ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備している自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)である場合は、「ASV割引」として保険料を割り引きます。なお、ご契約期間の初日がご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日以前であるときにかぎりこの割引を適用します。

▶ 割引適用終了日はその型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。

ご注意 型式ごとの損害率に応じた料率クラスを適用しない一部の改造車などの自動車には、この割引は適用されません。

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から右表の期間の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。

※1 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

※2 事故有係数適用期間が0年の場合に適用します。

ご注意 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。なお、6(S)等級に対する割引率は初年度のみ適用します。

【自家用普通乗用車および自家用小型乗用車】					
期間 ^{※1}	等級	割引率			
		対人	対物	人身	車両
25か月以内	6(S) ^{※2}	34%	32%	41%	31%
	上記以外	7%	11%	17%	8%
26か月~49か月	6(S) ^{※2}	30%	12%	35%	22%
	上記以外	4%	4%	16%	6%

【自家用軽四輪乗用車】

期間 ^{※1}	等級	割引率			
		対人	対物	人身	車両
25か月以内	6(S) ^{※2}	32%	28%	42%	27%
	上記以外	5%	9%	18%	2%
26か月~49か月	6(S) ^{※2}	18%	14%	21%	16%
	上記以外	2%	4%	15%	2%



「地域貢献プロジェクト」
の詳細はこちら

Web証券割引 年間240円割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1枚保険証券でご契約される場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。

▶ ご契約者・ご契約者の配偶者・ご契約者またはその配偶者の同居のご親族・リース業者がご契約者となる場合はそのリースカーレンタルの借主、その配偶者またはそれらの方の同居のご親族

ご注意 複数の保険証券でご契約される場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。

ご契約台数	割引率
2台	3%
3台以上5台以下	4%
6台以上	6%

ご契約条件の設定

「THE クルマの保険」は運転する方と自動車の使用目的に合わせて保険料が決まります。

運転者の限定・年齢条件

「運転者限定特約」、「運転者年齢条件特約」により、補償の対象となる運転者の範囲を限定することができ、保険料の負担を抑えることができます。

運転者限定特約

「運転者限定特約(本人または本人・配偶者)」をセットし運転する方を限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。運転される方を限定することで、保険料を割りります。

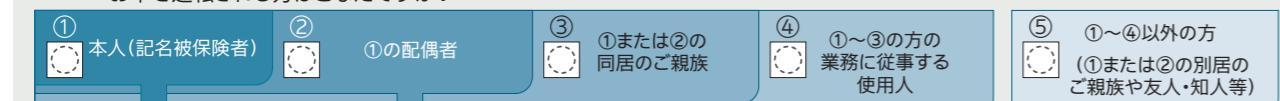
運転者年齢条件特約

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。

「運転者限定特約」および「運転者年齢条件特約」の設定方法

お車を運転される方について、①～⑤のどの方が該当するか したうえで、最も右の の を確認してください。

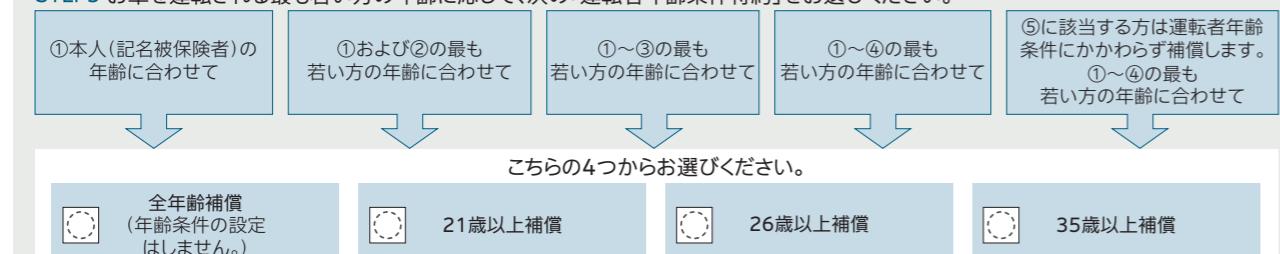
STEP1 お車を運転される方はどなたですか？



STEP2 セットできる「運転者限定特約」をご確認ください。



STEP3 お車を運転される最も若い方の年齢に応じて、次の「運転者年齢条件特約」をお選びください。



記名被保険者年齢別料率区分

記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。

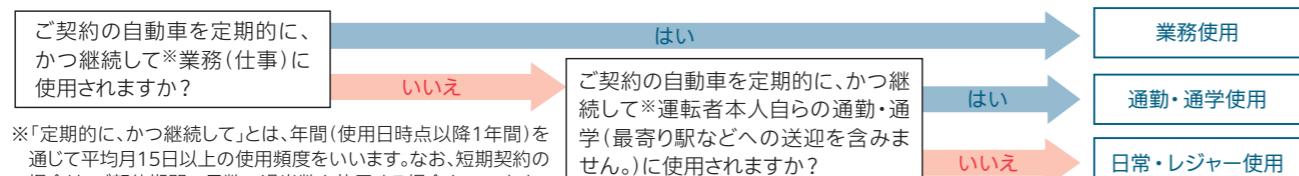
ご契約期間が1年以下のご契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用し、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、「保険年度ごとの初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

運転者年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分												
	「全年齢補償」または「21歳以上補償」	23歳以下	24歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳以上
「26歳以上補償」または「35歳以上補償」		29歳以下											

同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

ご注意 記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償の対象となる運転者の範囲を制限するものではありません。

自動車の使用目的は？



※「定期的に、かつ継続して」とは、年間(使用日時点以降1年間)を通じて平均月15日以上の使用頻度をいいます。なお、短期契約の場合は、ご契約期間の日数の過半数を使用する場合をいいます。

運転免許証の色は？

ゴールド免許割引

ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有している運転免許証の色がゴールドである場合は、運転者限定特約(本人)のセット有無に応じて「ゴールド免許割引」として保険料を割り引きます。また、運転免許証の更新手続きが可能な期間中にご契約期間の初日がある場合で、次のいずれかの条件を満たしているときは、運転免許証の色がブルーであっても「ゴールド免許割引」を適用します。

①運転免許証を更新すればゴールド免許を保有できるが、ご契約期間の初日時点で更新していない場合

②運転免許証を更新しなければゴールド免許を保有していたが、ご契約期間の初日時点で更新していた場合

運転者限定特約	割引率
本人限定	15%
本人・配偶者限定／なし	12%

保険料を決定する要素として、次の制度などがあります。

ノンフリート等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約者)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

ご注意 ノンフリート等級別料率制度や割増率は将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間

事故があった場合に「事故有」の割増率を適用する期間(ご契約期間の初日における残りの適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。

なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書、保険証券(または保険契約継続証)などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

1. 新たにご契約される場合

6(S)等級となり、右表の割増率が適用されます。2台目以降の自動車について新たに自動車保険をご契約される場合で、複数所有新規契約(セカンドカー割引)の適用条件をすべて満たすときは、7(S)等級からスタートします。また、事故有係数適用期間は0年となります。

等級	割増率
6(S)	3%割増
7(S)	38%割引

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の自動車(自家用8車種)を新たにご契約される場合で一定の条件を満たすときは、7(S)等級となり、上表の割増率が適用されます。新たにご契約される2台目以降のご契約の記名被保険者・車両所有者がいずれも個人であり、かつ次の表に該当することが条件となります。

記名被保険者	車両所有者
●1台目のご契約の記名被保険者	●1台目のご契約の車両所有者
●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者	●1台目のご契約の記名被保険者
●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族	●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者
●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族	●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

2. 継続してご契約される場合(他社からの切替契約を含みます。)

ご契約期間が1年の場合は、ご契約期間中無事故であれば、次回のご契約の等級は1等級上がります。また、保険金をお支払いする事故があった場合、次回のご契約の等級は事故の内容や件数によって決定します(ご契約期間が1年以外のご契約の場合は取扱いが異なります)。なお、保険金をお支払いする事故は3種類あり、次のとおり取り扱います。

事故の種類	等級の取扱い	事故の具体例
ノーカウント事故	右記の事故のみまたは右記の事故の組み合わせの場合は、事故の件数に数えません(等級は下がりません)。	・人身傷害保険事故 ・弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)／(自動車事故限定型)事故 ・ロードアシスタンス特約事故 ・個人賠償責任特約事故 ・ファミリー・バイク特約事故 など
1等級ダウン事故	事故1件につき、1等級下がります。	・いたずらや盗難、飛び石により車両保険のみ支払われる事故 ・故障運搬時車両損害特約事故
3等級ダウン事故	事故1件につき、3等級下がります。	・ノーカウント事故および1等級ダウン事故に該当しない事故

詳しくはP24をご確認ください。

適用する割増引率について

継続前のご契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割増引率を適用します。
事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年~6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

等級	割増				割引																
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増引率(%)	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

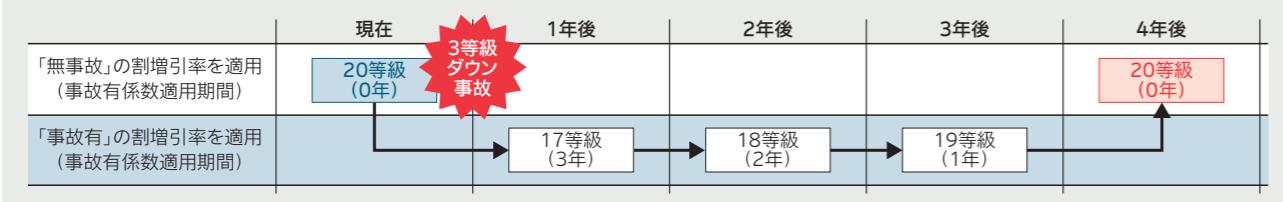
事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。

- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年~6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例

20等級で3等級ダウン事故が1件起った場合



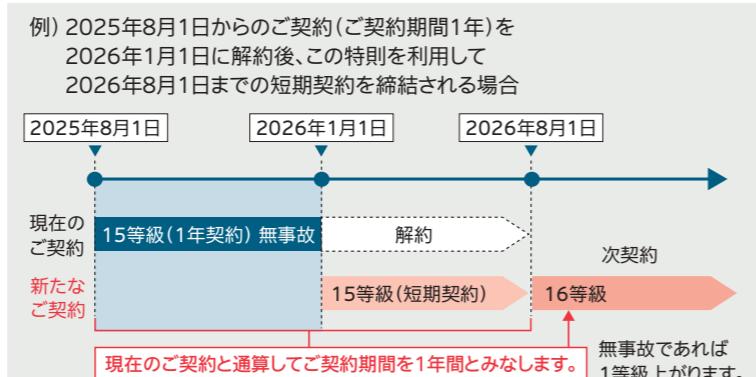
ノンフリート保険期間通算特則

現在のご契約をご契約期間の途中で解約し、解約日から解約したご契約のご契約期間の初日の応当日までの短期契約を締結する場合、解約前後のご契約のご契約期間を1年とみなして、次契約（損保ジャパンでご契約の場合にかぎります。）の等級および事故有係数適用期間を決定します。

※この特則を適用しているご契約は除きます。

ご注意

この特則の適用に際しては、一定の条件があります。
詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



ご契約の更新時には、更新手続き漏れをサポート!

ご契約更新時のサポート

安心更新サポート特約 自動セット

長期のお出かけなどで、万が一ご契約の更新手続きをうっかり忘れてしまった場合でも、
補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がセットされています。

ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日（満期日）までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいすれかからご契約を更新しない旨のお申出がないかぎり、前年と同等条件※で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日（満期日）までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

※ご契約内容により、ご契約条件を一部変更させていただく場合があります。

ご注意 明細付契約など一部対象となるご契約があります。

また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で「安心更新サポート特約」の適用対象外となる場合があります。

ご契約いただくお客さまへ

重要事項等説明書

この書面では、自動車保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しております。**ご契約前に必ずご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願ひいたします。**なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者（車両保険を適用している場合）が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約などによって定められています。普通保険約款・特約などの詳細については、のマークに記載の項目も含め「ご契約のしおり（約款）」に記載されていますので、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx>）でご確認ください。

なお、「ご契約のしおり（約款）」を冊子でご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注1）過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望に沿えない場合があります。

（注2）所有・使用する自動車の総契約台数※が10台以上の場合は、「フリート契約」としてご契約いただく必要がありますので、該当する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。

※他の保険会社（共済を除きます。）で契約している自動車を含みます。

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

用語	内容	用語	内容
き	記名被保険者 ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券（または保険契約継続証）などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。ドライバー保険の場合は、運転免許証（仮免許証を除きます。）をお持ちの方1名で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。	と	特約 普通保険約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めたものをいい、ご契約の内容により必ずセットされるもの（自動セット）と、ご希望によりセットできるもの（オプション）があります。
は	業務専用車 プライベートや通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。	は	配偶者 婚姻の相手をいい、内縁の相手方※1および同性パートナー※2を含みます。 ※1 内縁の相手とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
こ	ご契約者 〔保険契約者〕 ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券（または保険契約継続証）などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。	こ	ご親族 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族のことをいいます。
し	自家用8車種 次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車）	し	自家用8車種 次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車）
自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。	保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする保険額のことといいます。
と	同居 生活の本拠地として同一屋敷に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※ 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをおいします。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一屋敷として取り扱います。 【別居として取り扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。） ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿しているお子さま（住民票記載の有無は問いません。） ・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができる、各世帯の居住空間の区分が明確な場合	保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことといいます。
ほ	保険年度 初年度はご契約期間の初日からその日を含めて1年間、2年度以降については、それぞれご契約期間の初日の応当日からその日を含めて1年間をいいます。なお、最終年度については、その期間が1年末満であっても1保険年度とします。	保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いたく金銭のことといいます。
み	未婚のお子さま これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。	み	未成年のお子さま
よ	用途車種 登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分をいいます。	よ	用途車種 登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。

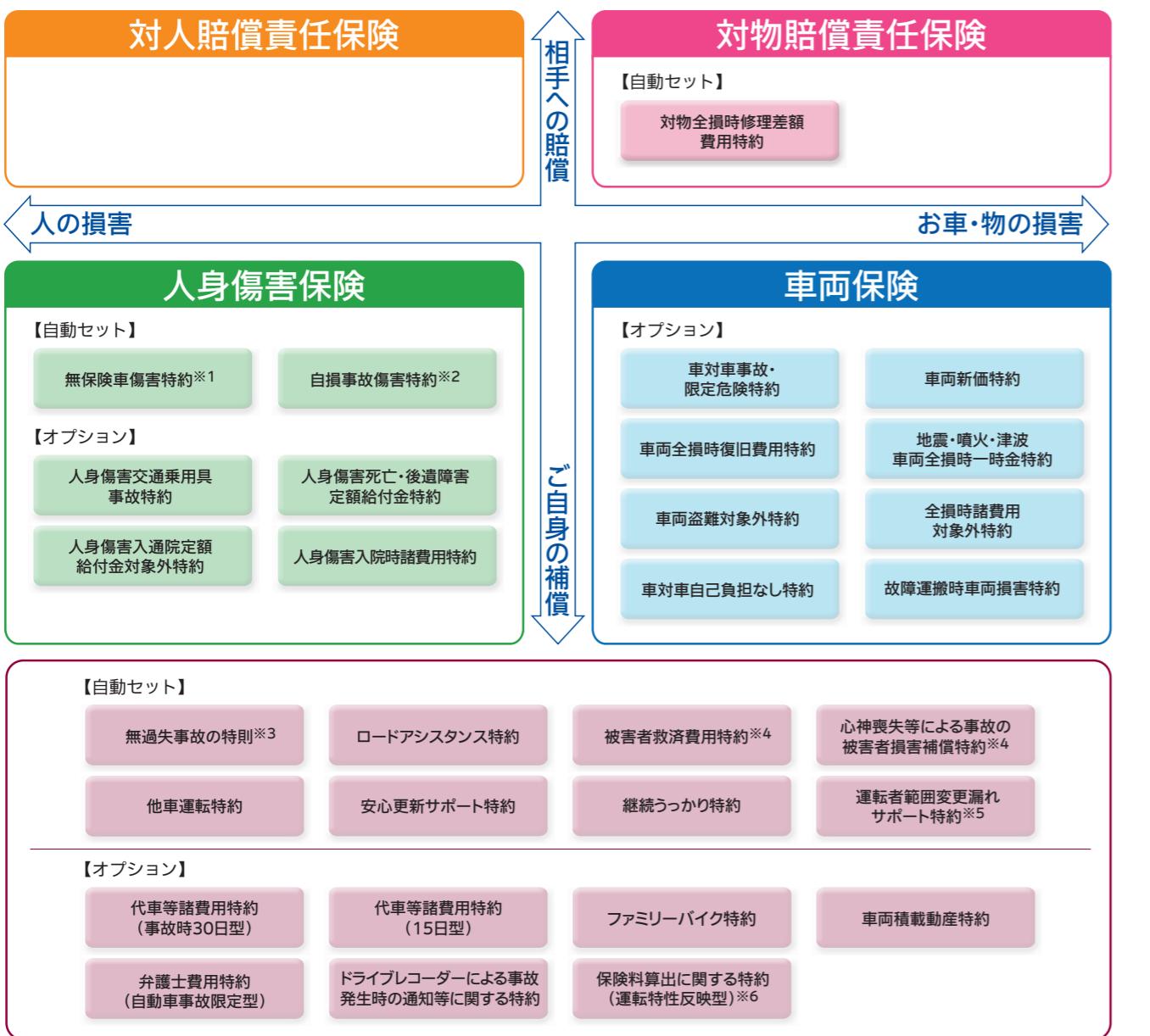
1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

「約款とは」「THE クルマの保険の補償内容」

THE クルマの保険(個人用自動車保険)の基本となる補償、必ずセットされる【自動セット】、ご希望によりセットすることができる【オプション】は次のとおりです。



(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償内容

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いすることができない主な場合は次表のとおりです。

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずご契約いただきます。また、人身傷害保険のみをご契約いただくことはできません。

○…ご希望により適用します

相手への賠償	基本的な補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いすることができない主な場合
○ 対人賠償責任保険	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用※1などもお支払いします。	・ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者のご父母、配偶者またはお子さま ④被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用者 ⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用者(被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかかります。)ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者が被った損害については補償されます。 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害	など
○ 対物賠償責任保険	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用※1などもお支払いします。	・ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ・台風、洪水、高潮によって生じた損害	など
○ 人身傷害保険	ご契約の自動車に搭乗中※3の方などが自動車事故※4により亡くなられた場合や、ケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。	・被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害	など
○ 車両保険	盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。	・ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・ご契約の自動車に存在する欠陥、摩減、腐しょく、さび、その他の自然消耗 ・故障損害 ・付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。) ・タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。) ・法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害	など

※1 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。人身傷害保険で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超えた部分についてのみ、この特約から保険金をお支払います。

※2 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険(リースカーの車両費用特約)を含みます。)のいずれかのみを適用する場合、または、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみを適用する場合を除き、人身傷害保険が必ず適用されます。

※3 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など、搭乗中以外の事故も一部補償されます。

※4 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

(注) 補償ごとに被保険者の範囲が異なります。

② 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、補償内容ごとに決めていただくものとあらかじめ定められているものがあります。

補償内容ごとの保険金額は、保険契約申込書などの保険金額欄でご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

お客様の勤務先を通じて保険料を払い込む団体扱となります。払込方法の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③団体扱のご契約

契約概要

団体扱特約は団体と損保ジャパンの間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下記のご加入条件に該当するときにセットできます。なお、ご契約後に下記に該当しなくなった場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご加入条件(団体扱の対象となる方)	
ご契約者 (右記に該当する方ご本人のみが対象となります。(ご家族などは対象外))	団体(企業など)に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方(ご本人) [*] など
記名被保険者・車両所有者 (ご家族などの場合、ご契約者との続柄にご注意ください。)	次のいずれかに該当する方 ・ご契約者ご本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居のご親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

* 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

④保険料の不払い時の取扱い

注意喚起情報

払込猶予期間中に所定の保険料(分割払の場合)は分割保険料)のお支払いがない場合は、集金不能日^{*}の翌日または払込特約^{*}の解除日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

* 詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

⑤補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約がセットされたご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセッタされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますか、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注) 1契約のみに特約をセッタした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく特約	補償が重複する例
個人賠償責任特約※3	2台目以降の自動車保険、火災保険、傷害保険、UGOKU ^{※1} の個人賠償責任特約など
人身傷害交通乗用具事故特約	2台目以降の自動車保険の人身傷害交通乗用具事故特約 ^{※2} 、UGOKU ^{※1} の人身傷害交通乗用具事故保険(自動車運転中対象外)など
弁護士費用特約(自動車事故限定型) 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型※3)	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約(自動車事故限定型)または弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)、傷害保険の弁護士費用特約、UGOKU ^{※1} の弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型※3)など
ファミリーバイク特約	2台目以降の自動車保険のファミリーバイク特約

*1 「UGOKU」はドライバー保険に「移動保険に関する特約」をセッタした契約のペットネームです。

*2 2021年12月31日以前始期契約は「人身傷害車外事故特約」に読み替えます。

*3 現在、日立グループ団体扱自動車保険では新規契約のお引き受けをしておりません。

2. 契約締結におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険契約申込書等の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者または記名被保険者(車両保険の補償を受けられる方を含みます。)には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。告知事項については、保険契約申込書などにおいて★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【主な告知事項】

「告知義務と告知事項」									
記名被保険者・ 生年月日	ご契約の自動車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、記名被保険者の生年月日もお知らせください。記名被保険者の年齢によって、保険料が異なる場合があります。								
記名被保険者の 運転免許証の色	ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有されている運転免許証の色をご確認ください。運転免許証の色がゴールドである場合は、保険料を割り引きます。								
ご契約の自動車の 使用目的	次の基準をもとに使用目的を設定してください。ご契約の自動車の使用目的により保険料が異なります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的の区分</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務使用</td><td>ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して業務(仕事)にも使用する場合</td></tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td><td>「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して運転者本人自らの通勤・通学(最寄り駅などへの送迎を含みません。)にも使用する場合</td></tr> <tr> <td>日常・レジャー使用</td><td>「業務使用」、「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)「定期的に、かつ継続して」とは、年間(使用日時点以降1年間)を通じて平均月15日以上の使用頻度をいいます。 なお、短期契約の場合は、ご契約期間の日数の過半数を使用する場合をいいます。</p>	使用目的の区分	基準	業務使用	ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して業務(仕事)にも使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して運転者本人自らの通勤・通学(最寄り駅などへの送迎を含みません。)にも使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」、「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
使用目的の区分	基準								
業務使用	ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して業務(仕事)にも使用する場合								
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して運転者本人自らの通勤・通学(最寄り駅などへの送迎を含みません。)にも使用する場合								
日常・レジャー使用	「業務使用」、「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合								
前契約の有無、 事故の有無・件数	ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険契約※が締結されていた場合やそのご契約期間中に事故があった場合はお知らせください。等級および事故有件数適用期間を決めたための要素となります。 ※ 損保ジャパン以外の保険会社の自動車保険契約、またはJA共済、全労済、全自共などの一部の自動車共済契約を含みます。								

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次表のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申出いただく必要があります。 ご契約を申し込みされた日 本書面を受領された日	
お手続き方法	クーリングオフのお申出をされる場合は、上記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付(8日以内の消印有効)または損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)経由(8日以内の発信日有効)でご通知ください。	
お申出を受付できない場合	取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。	
宛先およびご通知 いただく事項 (記入例)	1608338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社)行	次の保険契約を クーリングオフします。 ご契約者住所 氏名 電話番号 申込年月日 保険種類 証券番号 ^{※1} または領収証番号 ^{※2} 取扱代理店・仲立人名
お支払いになった 保険料の取扱い	クーリングオフのお申出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約期間の開始日以降にクーリングオフのお申出をされる場合は、ご契約期間の開始日(開始日以降に保険料をお支払いいたいたときには、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがあります。	
クーリングオフが できないご契約	・ご契約期間が1年以内のご契約 ・営業または事業のためのご契約 ・法人または社団・財団等が締結したご契約 ・質権が設定されたご契約 ・保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ・「通販特約」により申し込みされたご契約	

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

お電話の際は、おかげ間違いにご注意ください。

万一、事故・トラブルにあわれたら

万一の時はすぐに損保ジャパンへ連絡を!

24時間365日対応可能!

事故にあわれた際のご連絡先

- ▶ 日立保険サービス
事故受付センタ

0120-403-117



自動車の故障やトラブル対応時のご連絡先

- ▶ ロードアシスタンス
専用デスク

0120-365-110

WEBからの
ご連絡は
こちら ▶



商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター(電話)

【受付時間】

- ◆平日:午前9時~午後8時
◆土日祝日:午前9時~午後5時 (12月31日~1月3日は休業)

0120-888-089

(注)ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス
課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

オンラインカスタマーセンター(WEB)

【受付時間】

スマートフォン・パソコンから
24時間365日ご利用いただけます。

<https://car-vivr.sompo-japan.co.jp/>



お客さま向けインターネットサービス

 損保ジャパンマイページ

<https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

- 便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。
- ご契約内容の照会
 - 住所・電話番号の変更手続き
 - 代理店へのお問い合わせなど



SÖMPO Park

<https://sompo.pk/3RvZIQN>

「自分らしく、毎日を豊かに、幸せに。」をコンセプトに
あなたに寄り添う情報をお届けしています。
会員登録は無料。お得なキャンペーンも実施中です!



☆お客さま(保険のご契約者)と記名被保険者(ご契約の自動車を主に使用される方)が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレット兼重要事項等説明書に記載された内容をお伝えください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】

- ◆平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

 0570-022808 <通話料有料>

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

★「THE クルマの保険」は、「個人用自動車保険」のペットネームです。
★このパンフレット兼重要事項等説明書は、「個人用自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については、「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

共同保険に関するご説明
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受け保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受け保険会社は、それぞれの引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先(取扱代理店)

株式会社日立保険サービス

WEBサイト <https://www.hitachi-hoken.co.jp/>